

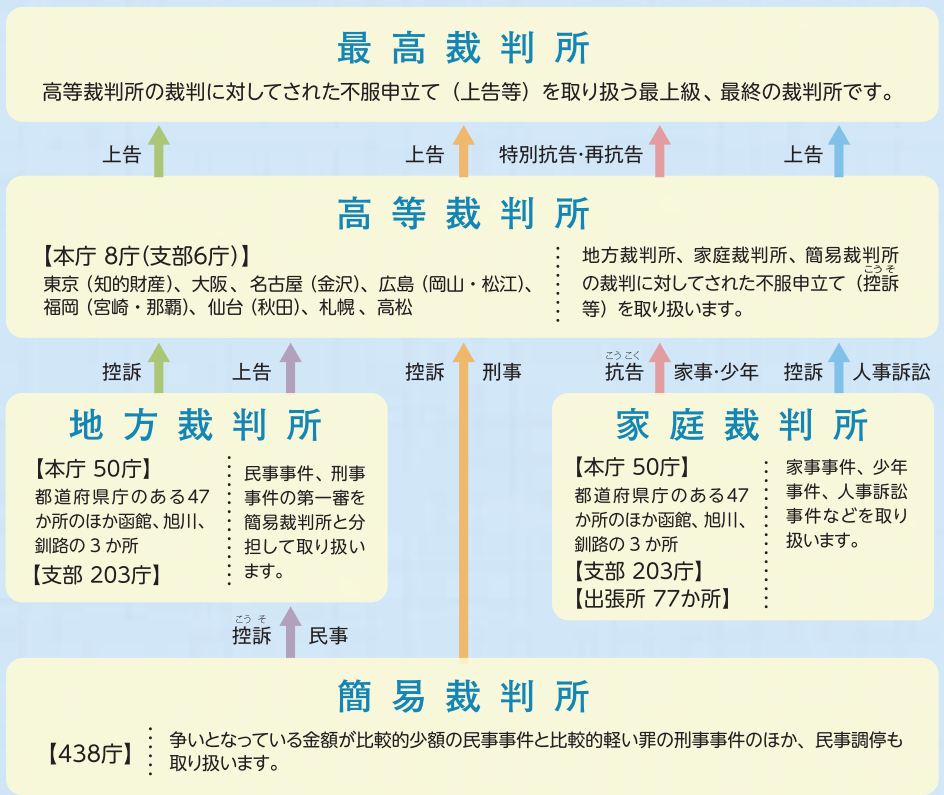
# インフォメーション 裁判所の組織

我が国は、公平公正な裁判を実現するために三審制度を採用しており、全国に裁判所が設置されています。



- 凡例
- 最高裁、高裁、知財高裁、地裁、家裁、簡裁
  - 高裁、地裁、家裁、簡裁
  - 地裁、家裁、簡裁

## 《 裁判所の種類 》



### COLUMN / 任地について

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の家庭裁判所のうち、大規模庁の中から採用庁が決定されます。

採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

採用者の**86%**が  
第3希望以上で採用されています!

希望地	割合
第1希望地	61%
第2希望地	17%
第3希望地	8%
その他	14%

左のグラフは令和4年度一般職試験に合格し、令和5年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

インフォメーション

# 採用試験

家庭裁判所 調査官補	総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格	30歳未満*であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満*の者
試験 内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)
	第2次試験	政策論文試験(記述式)
		専門試験(記述式)
		人物試験I(個別面接)
第3次試験	人物試験II(集団討論及び個別面接)	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

VOICЕ

様々な学部出身の方が  
合格しています!!

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の専門試験は、心理学、教育学、福祉、社会学、法律学の5領域15題から、試験当日に問題を見た上で、任意の2題を選択して受験できます。

## 受験案内について

総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月中旬頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月下旬頃から裁判所ウェブサイトに掲載します。

## 試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

裁判所事務官	総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格	30歳未満*であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満*の者	21歳以上 30歳未満*の者	高卒見込み及び 卒業後2年以内の者 (中学卒業後2年以上5年未満の者 も受験可)
試験 内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)		
		専門試験(多肢選択式)		作文試験
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	論文試験(小論文)	
		論文試験(小論文、特例希望者のみ)		
		専門試験(記述式)	専門試験(記述式)	
	第3次試験	人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)
人物試験(集団討論及び個別面接)				

●総合職試験(裁判所事務官)は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験(裁判所事務官)は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。  
※年齢は、受験する年の4月1日現在

### ●総合職試験(裁判所事務官)の特例制度について

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験(大卒程度区分)受験者としての合否判定も受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法学を専攻していない方も多く合格しています。なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

VOICЕ

大学で法学を  
専攻していない方も  
多く合格しています!

裁判所ウェブサイトにも、試験内容の詳細を掲載しています。そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題など、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

